

平成 18 年 1 月 27 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
 代表取締役社長 松井 道夫
 (東京証券取引所第一部：8628)
 問合せ先：社長室長 三根 公博
 TEL：03(5216)0818

手数料の改定について

松井証券は平成 18 年 4 月を目処に、「ボックスレート」の改定をはじめとした新たな手数料体系を実施します。

【新手数料体系の概要】

ボックスレート幅の変更	旧) 1 日の約定代金 300 万円ごとに手数料 3,150 円 ↓ 新) 1 日の約定代金 100 万円ごとに手数料 1,050 円
ミニボックスの拡充	1 日の約定代金が 100 万円以下の場合の手数料体系 (②、③) を追加
	① 1 日の約定代金が 10 万円以下 無料 (継続)
	② 同 30 万円以下 315 円
③ 同 50 万円以下 525 円	
1 日の手数料上限額の設定	1 日あたり顧客が支払う手数料に上限を設定する (手数料額上限：105,000 円)

(※) 先物・オプション取引はボックスレートから除外する

松井証券は 1999 年の手数料自由化時に、1 日の約定代金 300 万円、手数料 3,000 円 (税抜) を基本とした「ボックスレート」と呼ばれる手数料体系を業界で初めて実施しました。その後も先物・オプション取引の手数料をボックスレートに追加し、日計り取引の片道手数料無料化、株式少額投資手数料の無料化などの改定を今まで行ってきましたが、基本である「ボックスレート」に係る変更は行いませんでした。

しかしながら、現在では市場売買代金の 3 割以上が個人投資家の売買代金となり^(*) 個人投資家が市場のメインプレイヤーであることや、当社の新規口座開設者の 6 割が初めて株式投資を行う方となっていることなど、株式市場を取り巻く環境は当時から激変しています。そのため、松井証券では現在のボックスレートをこの時代にふさわしい手数料体系に改定することにいたしました。

(*) 東証公表資料：投資部門別売買代金より

まず、「ボックスレート」のボックスを「約定代金 300 万円・手数料 3,150 円」から、「100 万円・1,050 円」ごとにいたします。このキメ細かい手数料体系とすることで、1 日の合計約定代金の違いによる顧客の手数料に対する不公平感が解消されます。さらに、約定代金 1 億円以上の場合は手数料 105,000 円と、1 日の手数料を一律にいたします。アクティブに投資をする顧客

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに

はこの手数料の上限とともに日計り取引の片道手数料無料化も利用することで、より機動的な取引が可能となります。そして、「少額投資手数料の無料」として株式取引初心者を中心に大好評戴いている、「1日の約定代金が10万円以下」の「ミニボックス」を拡充します。「少額投資手数料の無料」は据え置き、新たに1日の約定代金が30万円以下の場合は手数料を315円、同50万円以下の場合は525円といたします。このミニボックスの拡充により、株式投資初心者も投資の幅が格段に広がることを期待できます。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

【参考】

松井証券新手数料体系

1日の約定代金合計	手数料
10万円まで	無料
30万円まで	315円
50万円まで	525円
100万円まで	1,050円
200万円まで	2,100円
⋮	⋮
1億円以上	10万5千円(一律)

ミニボックス

以上